

6 生福第 2 8 2 0 号
6 こ 第 2 0 4 3 号
令和 6 年 9 月 5 日

各障害福祉サービス事業所設置法人代表者
各障害児通所（入所）支援事業所設置法人代表者 様

福島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

情報公表制度未報告に係る福島県における対応について（通知）

本県の障がい福祉行政につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

情報公表対象サービス等の利用に資する情報につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づき、「福島県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱」により報告を行う必要があります。

つきましては、令和 6 年 9 月 2 日時点において今年度の報告を行っていない事業者におかれましては、下記期日までに報告を行ってください。

なお、期日までに報告が行われていない場合は、下記 2 のとおり対応しますので御承知おきください。

記

1 報告期日 令和 6 年 9 月 1 8 日（水）

2 期日までに報告が行われなかった場合の対応

(1) 上記 1 の期日までに、新規指定時以降、一度も報告を行っていないことが確認された場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」及び令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A V O L . 1（令和 6 年 3 月 29 日）に基づき、令和 6 年 4 月分の報酬から減算を適用します。

なお、令和 6 年 4 月 1 日以降に開所している新規事業所については、令和 6 年 10 月分の報酬から減算を適用します。

(2) 県社会福祉課（福祉監査担当）による指導監査において、情報公表未報告が確認された場合においても、事実を確認した翌月（確認をした日が月の初日である場合は当該月）から減算を適用します。

(3) 減算適用となる場合は、「減算有り」とする介護給付費等算定に係る体制等届出書（以下「届出書」という。）を提出していただく必要がありますが、届出書の提出を待たずに、減算の適用を行いますので御了承ください。

なお、報告を行っていない状況が解消された場合は、報告を行った翌月付けで「減算無し」とする届出書を提出してください。届出書の提出がないと減算解除ができませんので、速やかに届出を行ってください。

3 その他

障害福祉サービス等情報公表制度につきましては、県のホームページを御確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/jyouhoukouhyou.html>

〔 事務担当 障がい福祉課 主査 室原 024-521-7171 〕
〔 児童家庭課 副主査 本柳 024-521-8382 〕